

令和2年度危険ブロック塀等撤去補助事業について

～危険なブロック塀等の撤去費用を補助します～

常陸大宮市では、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

○補助の対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）

倒壊の危険があり、かつ、当該倒壊によって通学路および緊急輸送道路を通行する者に危険をおよぼす恐れがあると市長が認める組積造または補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。

○補助金の交付の対象となる事業

以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、常陸大宮市に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業が対象となります。

- ・常陸大宮市内に存すること
- ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
- ・販売を目的とする土地に存するものでないこと
- ・建築基準法第9条第1項または7項の規定による命令の対象となっていないこと
- ・既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀が存していた敷地内に存するものでないこと

○補助の対象者

危険ブロック塀等の所有者または共有者

○補助金の交付額

次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い額

- ア 補助対象経費（補助事業に要する額）の2/3
- イ 撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m×2/3
- ウ 100,000円（上限額）

○事前相談

補助金の交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。現地調査を行い、補助の対象となるブロック塀等に該当するか判定します。

○申込方法

事前相談で危険ブロック塀等に該当すると確認を受けた方は、所定の申請書に必要書類を添えて、本庁都市計画課に提出してください。

問 本庁 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-1111 内線254

クリーン作戦にご協力ください

きれいで住みよいゴミの無いまちづくりのために、市内全域で清掃活動を行います。各地域での清掃活動に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○日 時 7月5日（日）8:00～10:00

地区によって、開始時間が異なる場合があります。
※当日、午前6時5分に防災無線で態度決定の放送をします。
[雨天の場合7月12日（日）]

○実施方法

環境保全推進委員長（副区長）を中心に、道路や河川・水路等に捨てられているごみ等を収集し、燃えるごみ、燃えないごみ（ビン類・カン類等）に分け、各地域の定めた場所に置いてください。

問 本庁 生活環境課生活環境G ☎52-1111 内線122

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111